

総合評価落札方式について（東山第1排水路整備工事）

1 総合評価落札方式

(1) 落札候補者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

イ 配点

標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は18点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価基準		配点		満点
企業の施工能力	①官公庁発注の過去10か年度（平成19年度から28年度）の同種工事の施工実績 ＊元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 ＊同種工事とは建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく土木工事業の工事（工事内容にボックスカルバート布設が含まれるもの）とする。 ＊契約金額3,000万円未満の工事は、加点対象としない。 ＊平成19年4月1日から平成29年3月31日の間に完成した工事を対象とする。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	2件以上	2	2点
		1件	1	
		なし	0	
		なし	0	
企業の施工能力	②春日井市発注の過去5か年度（平成24年度から28年度）の工事成績 ＊春日井市が法の規定に基づく土木工事業の工事として発注した工事について、春日井市工事成績評定要領に基づく評点の平均点を評価する。 ＊上記の平均点を算出するにあたっては、平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に評点を受けた単独工事を対象とし、JV工事は対象としない。	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		72点未満	0	
企業の施工能力	③官公庁発注の過去10か年度（平成19年度から28年度）における優良工事表彰 ＊平成19年4月1日から平成29年3月31日の間に表彰されたものを対象とする。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合、実績とみなす。	2件以上	2	2点
		1件	1	
		なし	0	
		なし	0	
企業の施工能力	④ISO9000シリーズ認証取得の有無 ＊契約先となる本店が認証されていること。	あり	1	1点
		なし	0	
配置技術者の能力	⑤官公庁発注の過去10か年度（平成19年度から28年度）の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績 ＊本工事に配置される主任（監理）技術者又は現場代理人について、同種工事における施工経験を評価する。 ＊元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 ＊同種工事とは法の規定に基づく土木工事業の工事（工事内容にボックスカルバート布設が含まれるもの）とする。 ＊契約金額3,000万円未満の工事は、加点対象としない。 ＊平成19年4月1日から平成29年3月31日の間に完成した工事を対象とする。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合	2件以上	2	2点
		1件	1	
		なし	0	

	<p>で按分後の金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 現在属していない企業での実績も認める。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない。 			
	<p>⑥春日井市発注の過去5か年度（平成24年度から28年度）の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春日井市が法の規定に基づく土木工事業の工事として発注した工事について、本工事に配置される主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績（平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に春日井市工事成績評定要領に基づく評点）を1件評価する。 * 現在属していない企業での実績も認める。 * JV工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない。 	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		72点未満	0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価基準		配点		満点
地域精進度・地域貢献度	<p>⑦過去5か年度（平成24年度から28年度）の市内でのボランティア活動の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> * 企業として行った活動を対象とする。 	あり	1	1点
		なし	0	
	<p>⑧障がい者の雇用率</p> <ul style="list-style-type: none"> * 公告日現在の障がい者の雇用率を評価する。 	2%以上	1	1点
		2%未満	0	
	<p>⑨市内在住者の雇用率</p> <ul style="list-style-type: none"> * 入札参加資格審査申請書提出時の常勤従業員数に対する、平成29年1月1日現在の春日井市内在住の従業員数の雇用率を評価する。 	50%以上	1	1点
		50%未満	0	
	<p>⑩災害協定締結の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> * 総合評価技術資料申請書等の提出期限現在、春日井市との間で締結した災害協定（加入している建設業関係団体を含む。）の有無を評価する。 	あり	1	1点
		なし	0	
	<p>⑪協力雇用主登録の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> * 公告日の前日現在、春日井保護区協力雇用主会への登録の有無を評価する。 	あり	1	1点
		なし	0	

2 総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込みをした者は、加算点を受けるため必要となる書類を次のとおり作成し、平成29年10月19日（木）午後4時までに、提出先に持参又は郵送（必着）すること。提出された書類は、申請者に返却しない。

(1) 総合評価技術資料申請書及び提出書類等

ア 総合評価技術資料申請書（参加申込みをした者は必ず提出すること）を表紙とし、提出書類等については加算点を受けようとする項目のみ提出するものとする。

評価項目		提出書類等
企業の施工能力	①官公庁発注の過去10か年度の同種工事の施工実績	工種・工法など工事内容を確認できるもの及び施工実績を確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	②春日井市発注の過去5か年度の工事成績の平均点	提出するものなし
	③官公庁発注の過去10か年度における優良工事表彰	確認できるものの写し（表彰年月日の記載があること）
	④ISO9000シリーズ認証取得の有無	認定書の写し
配置技術者の能力	⑤官公庁発注の過去10か年度の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	⑥春日井市発注の過去5か年度の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
地域精進度・地域貢献度	⑦過去5か年度の市内でのボランティア活動の実績	確認できるものの写し
	⑧障がい者の雇用率	障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申請書（あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」の「入札公告」に掲載）
	⑨市内在住者の雇用率	提出するものなし
	⑩災害協定締結の有無	確認できるものの写し
	⑪協力雇用主登録の有無	確認できるものの写し

イ 評価項目⑤・⑥の加算点の有無にかかわらず、本工事の配置技術者を総合評価技術資料申請書に記入し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し又は国家資格を証明する書面の写しを提出すること。なお、書類提出後の配置技術者の変更は認めない。

(2) 総合評価技術資料申請書等の提出先・問い合わせ先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5-44

春日井市総務部総務課 庶務担当

電話0568-85-6067

(工事内容や入札執行に関することは、入札公告記載の問い合わせ先を参照すること)